

司法修習委員会（第37回）議事録

1 日時

令和元年5月29日（水）午後3時から午後4時45分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）井田良，酒巻匡（委員長），高瀬浩造，栃木力，永野厚郎，廣上克洋，
藤原浩，増田悦子，山本和彦（敬称略）

（幹事）石井伸興，石山宏樹，遠藤邦彦，沖野眞巳，佐藤隆之，設楽あづさ，染
谷武宣，濱克彦，平城文啓，古田茂，松下淳一（幹事長），松本利幸，
山口卓男，山本光太郎（敬称略）

4 議題

（1）意見交換

ア 導入修習アンケートの集計結果について

イ 導入修習チェックシートの活用状況等について

ウ 実務修習に関する状況について

エ 令和元年度司法修習生指導担当者協議会の協議事項について

（2）今後の予定について

5 配布資料

（資料）

73 第72期導入修習に関するアンケート集計結果

6 議事

（1）委員・幹事の交替

吉川幹事，大瀧幹事，高橋幹事に替わり，濱幹事，山口幹事，古田幹事が新たに
任命された旨の報告がされた。

（2）報告等

染谷幹事から、司法修習の実施状況等について報告がされた。

また、染谷幹事から、修習専念資金の貸与申請については、第71期では、平成30年11月27日時点で766件の貸与申請があり、これは司法修習生全体の約50.5%に当たること、第71期から修習給付金制度が開始されたところ、貸与制度しかなかった第70期の同時期の申請割合は約73.5%であったので、修習給付金制度の開始によって貸与申請の割合が下がったと考えられること、現在修習中の第72期の貸与申請の割合は平成31年3月27日時点で約45.2%であり、第71期の同時期と比べて同水準であることが報告された。

さらに、染谷幹事から、兼業許可の状況について、第71期では、平成30年12月12日の修習終了時点で256件を許可し、第72期では、平成31年3月31日時点で238件を許可していることが報告された。

(3) 意見交換

ア 導入修習アンケートの集計結果について

(酒巻委員長)

導入修習に関する状況について染谷幹事から御説明をお願いしたい。

(染谷幹事)

それでは、導入修習のアンケート関係を説明する。

導入修習は第68期の修習から開始された。その導入修習の状況を把握して、今後のカリキュラムの改善などに役立てることを目的の一つとして、各期で導入修習に関するアンケートを実施している。

第72期の修習生についても、それまでと同様に、導入修習が終わった段階でアンケート調査を実施した。また、今後、分野別の実務修習を終え、集合修習に戻ってきた段階でもアンケートを行う予定である。

そして、この導入修習アンケートの結果については、これまでの委員会でも報告しているが、数期にわたってほぼ同様の傾向が出ているということで、各期の経年的な変化を見ることに主眼を置き、質問項目を絞って実施してきている。

今回、御説明するのは第72期の修習生の導入修習の終了時に行ったアンケートである。資料73がその結果をまとめたものである。資料73の冒頭にあるとおり、修習生の1481人中、1460人が回答し、回答率は約98.6%である。

まずアンケートの問1だが、これは導入修習で感じた知識・能力の不足と、これらに関する自学自修の状況について質問をするというものである。

資料73の1枚目にある図表の1-1はグラフの左側にある各項目それぞれの知識・能力等の項目について、どの程度の修習生が不足を感じたかをまとめたものである。それぞれのグラフの青色と赤色の部分を合わせたものが不足を感じた者の割合であり、そのうち、青色の部分が実際に自学自修に取り組んだ者の割合である。

知識・能力に不足を感じたと回答した者が最も多かったものが一番下にある事実認定の知識等で84.2%、次いで刑事訴訟手続知識で79.9%、その次が要件事実の考え方で78.6%になっている。逆に最も少なかったのが、刑事実体法の知識で49.5%である。

1期前の第71期でもこの不足を感じた割合の上位三つは今回と同じ、事実認定の知識等、要件事実の考え方、刑事訴訟手続の知識という順番であったが、同じものがトップ3を占めている。

そして、自学自修に取り組んだ者の割合が最も多かったものが、要件事実の考え方で51.8%、それから事実認定の知識等が51.2%、次いで主張分析の知識等が37.7%と続いている。自学自修に取り組んだ割合が最も少なかったものは、刑事実体法の知識の19.8%、次いで低いのは民事実体法の知識である。修習生から見て教材等で勉強しやすいと思われるものが自学自修をした割合が高くなっているのではないかと思われる。

次いで、図表1-2-1以下はそれぞれの項目について第71期の同時期のアンケートの結果と比較したものである。今回のアンケートでは、前年と比べ不足を感じた者の割合がほぼ全ての項目で増加している。

ただ、さらに経年で見えていくと、1期前の第71期のアンケートは、その前の第

70期と比べると、ほぼ全ての項目で不足を感じた割合が減っていたので、第70期から第71期になるときに減ったものが、また第72期で戻ったと見るができるようにも思われる。いずれにしても、不足を感じた者の割合の動向について引き続き様子を見ていく必要があるのではないかとと思われる。

次に、図表の2-1以下は導入修習での学修あるいは導入修習の間の自学自修によって、不足を感じた知識、能力をどの程度補えたと感じたかという形で示したものである。

図表の2-1以下は回答者全体が母数になっているが、図表の2-3は不足を感じた者を全体母数として捉えたときの不足を補えたと感じた者の割合である。図表の2-3を見ると、補うことができたと感じた割合が高かったものが事実認定の知識等、次いで主張分析の知識等、刑事訴訟手続知識、要件事実の考え方という順番になっている。

次いで図表3-1は自学自修をした内容を集計したものである。

前の期との比較も付けているが、研修所の教材等、導入修習の復習、法律基本書、法科大学院の復習という順で多くなっている。

図表3-2の項目ごとで見えていくと、事実認定の知識等、要件事実の考え方、主張分析の知識等、刑事訴訟手続知識といったあたりが、研修所の教材等の回答が多くなっており、同じく要件事実の考え方、民事実体法の知識、刑事訴訟手続知識というあたりが、法律基本書で勉強したという割合が多くなっている。

次に図表4-2は自学自修に取り組まなかった理由であるが、いずれの項目についても緑色の時間的な余裕がなかったという理由が圧倒的な多数を占めている。これまでのアンケートでも同様の傾向が出ていたように思う。

次いで、導入修習の各カリキュラムがどの程度役立つと思うかを尋ねた質問について、全体の集計が図表5であり、カリキュラムのうち一つでも役に立たないものがあつたと答えた者は3.3%、余り役に立たないものがあると答えた者を加えても全体の16.9%にとどまっている。

さらに図表6-1はそれぞれ個々のカリキュラムごとにどの程度役に立ったかを尋ねた質問の結果である。民事弁護講義3（弁護士倫理・職責等）を除いて、ほぼ全てのカリキュラムで、役立つと思ったという答えが7割を超えている。少しは役立つを加えると、先ほどの民事弁護講義3を含め、どの科目でも90%を超えている。

次いで図表6-2は、それぞれのカリキュラムについて第71期のアンケートとの結果を比較したものであり、ほとんどの科目で役立つあるいは少し役立つと回答した者の割合が増えている。

さらに、回答者の志望進路と経歴に従って不足を感じた者の割合について集計すると、大多数を占める弁護士志望者の回答傾向は全体の回答傾向にほぼ一致するが、裁判官、検察官志望者については、例えば要件事実の考え方や、主張分析の知識、事実認定の知識について、自学自修に取り組んだ者の割合が比較的高いように見てとれる。ただ、あくまで導入修習時点の志望であり、これが最終的な志望進路との関係で優位な差があると言うには、少し疑問もあるように感じる。経歴については、ロースクールの既修修了、未修修了あるいはロースクールを修了していない予備試験合格者ということになるが、これについて全体的な傾向を若干説明すると、まずロースクールの既修者については、人数的にも一番多い部分ということになるので、ほぼ全体の回答傾向に一致をしている。ロースクールの未修者については、不足を感じた者の割合が全体傾向よりやや高い。他方、予備試験合格者については不足を感じた者の割合が全体的に低いという傾向が表れている。

導入修習アンケートの結果の御説明は以上である。

（酒巻委員長）

以上の御説明について、御質問等があったらお願いしたい。

前回井田委員と話したことであるが、刑事実体法の知識について、自己認識として余り不足がないと思っている修習生が多数おられるのは、刑裁教官や検察教官から見たらどうなのだろうかとも思いますが、どうして無知の自覚がないのでしょうか

か。

(遠藤幹事)

刑裁教官室としても修習生の刑事実体法の理解が十分だとは思っていない。きちんと勉強してほしいと思っているところである。

ただ、導入修習で、こういった結果が出る原因として二つあるかと思われる。一つは修習生からすると手続的な理解とか事実認定については、よく分かっていないという意識で修習に入ってくる人が多いような気がする。手続法については、特に修習生に聞くと自認する人が多いが、択一試験から刑訴法が外れてからは、どうしても刑訴法の勉強自体が論点中心で病理現象的なところばかりとなり、実際の生理現象的な手続の理解が浅くなってしまふ。修習生自身も自覚があるようで、裁判のイメージを持たないまま司法修習に来ているという自覚があるので、どうしても相対的にそれに比べると、刑事実体法の理解については、まだ司法試験の勉強知識が使えるということで、理解不足の自覚につながりにくい面がある。

その裏面として、逆に研修所の教育としても、やはり一番理解が薄いであろう事実認定とか手続の理解にどうしても集中して時間を使うので、気づくきっかけが少ないというところがあるように思う。

ただ、導入修習はやはり気づいてもらうのが一番大事なので、刑裁教官室としては、実体法の抜き打ち小テストをやっており、ごく限られた時間であるが、例えば正当防衛に関する著名な判例の事案を少し修正した事案について、事実分析させるような問題を出して、事例に活用できるレベルで判例を含めた実体法の理解には至っていないと感じさせてショックを与え、君たちは知識を持っているが使えないだろうとあって実務修習に送り出そうとしてはいる。ただ全体のカリキュラムの中でのウェイトが小さいということもあって、こういった結果になっているのかと感じている。

(酒巻委員長)

ほかにいろいろ御意見があれば、どうぞ御自由に御発言していただきたい。

(藤原委員)

私は、新規に登録した弁護士にこういう話を聞いた。それは、このアンケートが「導入修習を通じて」という問いになっており、導入修習で取り上げられた刑事実体法の知識については、例えば殺人など比較的分かりやすいものであったので、不足は感じなかったと。このように考えて5割ぐらいの修習生が導入修習では刑事実体法の知識の不足を感じなかったと回答しているのではないか。アンケートの問い方として、「導入修習を通じて」というキーワードがあるので、こういう形になっているのではないかという印象を受けている。

イ 導入修習チェックシートの活用状況等について

(酒巻委員長)

導入修習チェックシートの活用状況等について、染谷幹事から御説明をお願いしたい。

(染谷幹事)

それでは、導入修習チェックシートの活用状況、それから補足して行っている修習生のインタビューの関係について御説明したい。私が御説明した後に、各教官室の上席教官の幹事からも補足説明をいただくことにしたい。

これまでも当委員会で御説明をしているが、第71期の修習生から導入修習で修習生が自分の能力、知識の課題に気づき、これを分野別実務修習での指導や自学自修に結び付けるための方策として修習生に導入修習チェックシートを作成させて提出させ、そのコピーを実務庁会の指導担当者とクラス担当教官に配付するという取組を始めたところである。

前回の委員会でも御説明したが、この取組をより効果的なものとして定着させていくため、昨年夏の指導担当者協議会において、各地での使用の実情、活用の実情、活用にあたっての隘路さらにチェックシートに関する要望といった点を聴取して意見交換を行った。

そこでは、チェックシートの質問の項目や修習生の書く内容が抽象的であるとか、

修習生の自己分析あるいは自己認識というものが書かれるので、それが客観的な課題と必ずしも一致していないという理由で、チェックシートを読むだけでは指導に直接役立つようなものになっていないといった御意見をいただいたところである。さらに、項目、分野によっては、記載させる項目と分野別実務修習で身に付けさせようとしている能力との間にずれがあるのではないかとといった御意見もいただいた。こうした御意見は前回の委員会でも紹介し、御議論いただいたところであり、導入修習の早い段階でこのチェックシートを配るのがよいのではないかという意見をいただいたところである。

こういった指導担当者協議会や本委員会での議論を踏まえ、第72期からチェックシートの内容、様式と、運用面のいずれも改善している。

まず内容面、様式面であるが、民事系の質問と刑事系の質問について、それぞれ共通する知識能力をくくり出して記載させる形とした。この中で課題を感じた程度についても、これは全ての項目ではないが、ABCと段階を付けて、その選択肢の形で記載ができるようにした。

また、これまでは単に民事実体法の知識であるとか、刑事訴訟手続の知識という形で書いていた項目について、どのような知識、能力が求められているのか、分かりやすく明らかにするために記載をした。例えば、事実関係に応じて、その法的処理にふさわしい法規範を選択して適用できる民事実体法の知識という形に改め、より項目を具体化して書かせる形にしている。

それから、回答者の属性については、法科大学院を修了しているかどうかを、その既修、未修の別と合わせて記載をさせることにしている。

次に、実施に当たっての運用面であるが、最初の期である第71期では、導入修習の終わり頃に配付して数日間で書いて提出させたが、より充実した記載をしてもらうには、導入修習の開始直後の時期に配るのがよいのではないかということで、第72期では開始直後の時期に配付して、導入修習を受けながら随時記入を進めてもらい、最後に出してもらった形にした。

それから、修習生に対してチェックシートの趣旨や目的、記載に当たっての注意点を伝えるための書面を作り、チェックシートとともに配付した。

チェックシートの書式については、裁判所のウェブサイトからダウンロードできるようにし、パソコンで作成できるようにしており、修習生の作成しやすさにも配慮することを試みた。

また、修習生の中にはチェックシートを書いたこと自体を忘れてしまう、あるいはチェックシートをどこかに失くしてしまうという者もいたことから、コピーをとって、実務修習結果簿にチェックシートを一緒に綴らせ、その上で、結果簿の中に導入修習の気づきを踏まえ、実務修習でどういったことに取り組んだかを振り返って記載する項目を設けている。こういった、いわば一体的な活用を図ろうと試みている。

とは言っても、チェックシートの記載分量はやはり A 4 表裏 1 枚というあたりが限度であるし、修習生は必ずしも自分の課題を客観的に認識しているわけではないので、指導する側としては、このチェックシートを見ることだけで個々の修習生の課題を正確に把握することはもともとできない、難しいところである。

むしろ、このチェックシートを材料に指導担当者が修習生と面談を行うことで、修習生の課題あるいは修習に関する希望などを把握して、実務修習での指導に役立てていく、こういう活用方法がよいのではないかと考えている。

こういった活用のイメージを伝えるために、「導入修習チェックシートの活用について」という書面を作り、実務修習の指導担当者に送っている。チェックシートは、こういう趣旨、目的で作っている、こういった範囲で共有していただいて構わない、活用方法としてはこういったことが考えられる、といったあたりを御紹介して、より一層活用してもらうことを企図したものである。

改訂後のチェックシートの具体的な状況については、後ほど各教官室から補足説明をしていただくとして、次に修習生のインタビューについて簡単に御報告する。

前回までの委員会でも少し議論をしたが、導入修習アンケートを補完する、ある

いは一部について深掘りする趣旨で、修習生が導入修習で感じた課題の実情を踏まえて、修習生が行った自学自修の実態等を把握するために、無作為にサンプリングをして選んだ修習生に対してクラス教官がインタビューを実施している。

最初の第71期は試行的に行い、集合修習中にインタビューを行っていたが、今の第72期では導入修習の記憶がまだフレッシュなうちにインタビューを行うため、分野別実務修習中に教官が出張する機会などにインタビューを実施している。こちらについても、後ほど教官室から御紹介いただければと思っている。

導入修習チェックシートについても、修習生のインタビューについても、これまでの委員会での議論を踏まえて改善をしてきているところであるが、本日の御議論も踏まえて、さらには夏の指導担当者協議会での議論も踏まえ、更なる運用改善につなげていきたいと考えている。

(酒巻委員長)

それでは、続いて教官室から順番にお願いしたい。初めに、民事裁判からどうぞ。

(松本幹事)

では、まず民裁関係から補足説明をさせていただく。

導入修習チェックシートの関係であるが、実際に修習生が記入したものを教官として見て、感想としては、修習生は自分なりの実務修習のイメージを一応持っており、以前よりも具体的に自分で考えてどんな修習をしたいかということを書いている修習生の数が増えたような印象を受けた。

例えば、課題を感じた事項についてどのような方法で実務修習中に学修したいかという問について、記録の検討を通じて事実認定のポイントや立証構造の把握分析をしたい、起案を通じて法的構成、事実認定を文章化する能力を身に付けたい、あるいは指導官や他の修習生との議論を通じて口頭での説明能力を身に付けるようにしたいというような記載もあった。

それから、チェックシートの改訂をした関係であるが、実務庁からサンプル的に感想を聞いたところ、記載内容が以前よりも明確になったので、今後の活用上の工

夫がいろいろ考えられるように思われる，修習生の意識付けがより具体化されたと
言える，修習生にとって良くなったのではないかという肯定的な意見が多く聞かれ
た。

他方で，まだこの記載では抽象的過ぎて，チェックシートの記載だけではよく分
からないというような意見もあったが，先ほど染谷幹事からも話があったように，
分量的な限度というのもあるし，実際，修習生が主観的に書いているだけで，それ
が正しいかどうかは実際にコミュニケーションをとってみないと分からないという
ところもあるので，むしろ活用方法等を広めていく方が大事ではないかと考えてい
る。

次に，活用の実情，工夫例としては，個々の修習生の問題意識が記載されている
ので，例えば各クールの始まるの頃にシートをまず示して，記載の趣旨を確認した
りして，内容を補充させたりし，民裁修習での目標を設定させる，具体的にどうい
う点に留意して，どんなことをすべきかを言葉で表現させるというような例があっ
た。

あるいは，クールの途中でまた再度シートを示し，自分の成長程度について語っ
てもらって，本人の努力の動機付けをするという例もあった。

さらに，初日にまず確認をした上で，4分の1経過したとき，あるいは2分の1
経過したとき等に，やり残したことは何かということを確認しているような例も紹
介があった。

全体的には第71期の頃よりも活用方法がかなり浸透してきたという印象である。

他方，問題点としてあった意見としては，やはり個人差が大きくて，修習生ごと
に記載の内容や量についてかなりばらつきがある。あるいは，修習生にも趣旨説明
の文書を配っているが，何のためにこういうシートを作成して提出するのかについ
て，修習生の認識がまだ足りないのではないかというような意見も聞かれた。

片や，インタビュー等で修習生の反応を聞くと，自分の振り返りの材料となって
非常に有意義だったというような意見も聞かれた。

今後も指導担当者協議会等で活用の工夫例等について意見交換して、更に浸透を図っていきたいと考えている。

併せてインタビュー結果も紹介する。

まず実施時期は、第7 1期は集合修習のときに聞いたが、第7 2期は導入修習が終わった後の第1クール、第2クールにインタビューをしたので、修習生も導入修習のときのことは比較的記憶が残っている状況だったため、第7 1期のときよりはインタビューが非常にしやすかったという印象を受けた。

また、第7 2期からチェックシートを結果簿に綴るようになったことや、結果簿に振り返りの欄ができていたので、修習生自身もその課題を意識しつつ、修習に取り組まなければいけないと認識する者が増えてきたのではないかという印象である。インタビューの中身は、導入修習で課題を感じた契機としては、例えば実体法の知識とか要件事実の考え方の関係では、やはり導入修習の起案、講評で自分はここに問題がある、足りないということを認識した修習生が多かったようである。

訴訟法の知識不足、課題については、導入修習で一審手続の概説というカリキュラムがあったり、あるいは模擬争点整理を行う民事総合というカリキュラムがあったが、その中で特にほかの修習生と議論をする中で、自分は訴訟手続についての知識が足りないと自覚したという声が多かったように思う。

それから、課題のレベル感であるが、これもかなり幅があって、例えば実体法の知識、要件事実の考え方を例にとると、ロースクールで学んだ基礎的事項について課題を感じたというよりは、修習記録に初めて当たって、その中から当事者の主張を分析して事実を抽出するのが難しいと感じたというようなもの、あるいは修習記録の中にはいっぱい余計な事実が盛り込んであるので、選別しながら要件事実を整理するのが難しいと感じたというものもあれば、導入修習の時点では、基礎的事項を単に忘れていたというレベルのものもあった。

実務修習に入ってから自学自修については、第7 1期も傾向は同じだったのであるが、全く自学自修に取り組んでいないという人はそう多くはなくて、やってい

るという人がほとんどだったような印象であった。

ただ、そのやっている内容についてはかなり濃淡があり、一番薄いのは白表紙を読んでいるという程度。それから、もう少しよくなると、他の文献とか問題集的なものもいろいろ参考に読んでいる、あるいは、そういうものをもとに、何人かで勉強会をやって議論して、さらに深めているというものもあり、幅はかなりあった。

他方、全く取り組んでいないという修習生になぜ取り組んでいないのかという理由を聞くと、家庭の事情等で勉強時間を確保できないというもの、あるいは実務修習だけでも疲れ果てて帰宅したら勉強できないというような声もあった。

民裁の関係のインタビューの内容は以上である。

(酒巻委員長)

それでは、続いて刑事裁判からお願いします。

(遠藤幹事)

それでは、刑裁関係について御報告する。

チェックシートの関係では、前提として修習生に導入修習で自分の課題に気づいてもらうという目的のところであるが、第71期をインタビューしたときに、導入修習の短い期間中に全部覚えられないといった感想が結構聞かれた。そこで導入修習の位置付けが十分浸透していないのかなという問題意識があったので、第72期では、導入修習の目的は覚えることではなく、自分の課題に気づくことなのだということを、繰り返しいろんな機会で話をするようにしていった。チェックシートの説明もその一つのよいツールだったように思う。そういった説明をした効果かもしれないが、昨年と比べるとチェックシートの記載も比較的詳しいものが増えてきている。

次に、実務庁の指導官サイドの受けとめ方であるが、チェックシートの活用状況としては、この制度が浸透してきた、あるいは改善してきた面もあり、実務修習の当初や途中の段階で修習生との個別の面接に利用している庁が多数で、昨年以上に実際に積極的に活用されているようになってきたところがある。

実務庁の指導官サイドの意見としては、記載が細かく具体的になって、人物面の特徴も分かるようになったという意見であるとか、チェックシートをよく読んでいくと、教官室の関心や問題意識も分かる中身になっていて、よい方向の改訂ではないか、記載の内容から修習生の力が分かるようになったという肯定的な意見もあった。

一方で、やはり質問が抽象的で少し分かりにくいという意見とか、記載の内容にばらつきがあり過ぎるので、いい加減な記載がないよう何かしなければいけないのではないかという意見もあった。

指導官サイドも、チェックシートの記載内容を陪席裁判官とも共有しながら部として修習生の指導に当たっていくためのツールとして活用されているように思われる。

次に、修習生のインタビューの関係での修習生の受けとめ方であるが、刑事系3教官室でインタビューしたところ、先ほどの分析と一致するが、やはり事実認定とか手続面での不安を訴える声が多かったというところである。

具体的には、事実認定の関係では、やはり起案の講評等の際に、理解不足、知識不足を感じたという意見、あるいはこれは意味があったという意見であるが、導入修習で事実認定を初めて学んだが、これがなかったら実務修習で理解できなかったと思う、導入修習で学んだことにより実務修習で起案ができたという意見もあった。

訴訟法の関係では、司法試験を勉強したときには余りイメージを持てていなかった、条文の知識もあやふやだったという意見であったり、修習生がイメージを持ちにくい公判前整理手続に関して、導入修習では、刑事3教官室のコラボで公判前整理手続の演習的な科目があるが、この演習で初めて自分で実践したりして少しイメージが持てた、逆に分かってないところもよく分かったという意見が聞かれた。

実体法については、司法試験の蓄積があったので不安を感じなかったという意見と同時に、抜き打ちテストをされたおかげで、判例は知っているが事案に当てはめるレベルまでの理解に行っていないということに気づいたという意見も聞かれた。

自学自修の関係については、先ほどの民裁からの報告と共通するところが多いが、ある程度、手元にある文献等で自学自修をしている修習生は多いものの、全体的にはその程度にとどまっているような人が多いような気がする。

先ほども御紹介があったが、実務修習とか自分の生活で精一杯で、なかなかそれ以外の自学自修にまで手が回らないという意見があった。裁判官に、文献の紹介を受けて、積極的に勉強するという修習生も一定数いた。

チェックシートの修習生の受けとめ方であるが、チェックシートを記載する中で、自分の課題に少し気づけたという修習生がいる一方で、自分の感じている課題が正しいかどうか分からないので、書いてみたものの余り自分のチェックに役立っていないという修習生もいた。

この関係では、実務修習結果簿の最終ページに振り返り欄というものが新しくできたのであるが、第1クールの結果簿を見たらすごく詳しく振り返っている修習生が多かった。チェックシートはまだ導入修習の段階ではぼんやりしているわけであるが、第1クールをやってみて自分はどういうところが足りなかったかを振り返り、すごく詳細に書いている人が多かった。ただ最近、第2クールの結果簿が来たが、少し薄くなっていた。やっぱり導入修習が終わった直後の第1クールは関心を持っているが、実務修習慣れしてくると問題意識が下がるのかなという気もするので、結果簿の記載欄は第3クール、第4クールを通じて見ていく必要があると思われる。

インタビューを含めて全体的な感想であるが、割と力のある人はいろいろな課題を感じているが、力のない人は余り課題を感じていないという傾向があるので、どうやったら力のない人に課題を感じてもらえるかという問題は、なかなか難しい問題だなと感じている。

刑裁関係は以上である。

(酒巻委員長)

続いて、検察教官室から願います。

(石山幹事)

チェックシートの改訂の関係であるが、検察教官室がチェックシートの裏面のチェック項目を新たに設けることとした趣旨については、実務庁から、従前のチェックシートの刑事系科目に共通するような知識、能力についての不足をチェックするチェック項目だけだと、実際の実務修習の指導に余り生かせないという意見があり、もう少し検察実務修習で実際にやることに沿って、どういった点に不安を感じているのかチェックするようなものにしてほしいという意見があったため、それを踏まえたチェック項目にしたものである。

修習生の実際の記載ぶりであるが、今述べたような改訂の意図に沿った記載としては、例えば、課題・不安を感じる項目として、「捜査の進展に伴う事実認定（動的事実認定）」という項目にチェックを付けて、その具体的な理由として「予想される争点を適切に把握し、足りない証拠を見通すのが難しかったから。導入修習でそういう難しさを感じたから。」と記載し、今後、実務修習で受けたい指導としては、「より多くの事案に触れ、自ら経験を積むとともに、先生方からさまざまな体験談等をお聞きしたい。」というようなことを書いているもの、あるいは「公判活動」という項目にチェックして、「公判活動の基礎的知識に不安を感じるのは、テキストで勉強していても具体的なイメージをよくつかめないところがあるからである。」と記載した上、「実務修習中に実際の公判期日等を傍聴して流れをつかむことにより、知識の穴をなくしていきたいと考えている。」と書いているもの、あるいは「決裁等の口頭報告」という項目にチェックをつけて、その具体的な理由としては、「導入修習中、口頭での事案の説明に窮することがあったため。」などと記載した上、「実務修習では、報告をする前に十分事前準備をして臨みたい。」というようなことを書いているものなどがあった。

他方、改訂の意図を汲んでいない記載、例えば、全部の項目についてA（課題があると感じた）と書いた上で、学修方法については、一言、「白表紙を読む。」と記載しているようなものもあった。

実務庁の受けとめであるが、各修習生が検察実務修習においてどのような点に不

不安を感じているか、どのような修習を希望しているかを確認し、担当させる事件や修習の内容などを決める際の参考にしているといった序や、このチェックシートの記載ぶりを見て、当該修習生が検察修習にどの程度意欲を持っているか、どのレベルから教えなければならないかなどを判断とする資料としており、これを踏まえて事件を配てんしているといった序、さらに、実務修習開始前にチェックシートを見るだけでなく、事件配てん後の一定時期にチェックシートを見返すことによって指導に生かしているといった序もある。

他方、修習生の記載は、従前のチェックシートよりは具体的になったとは思いますが、そうはいつでも修習生は実務修習の具体的なイメージがない中で導入修習チェックシートを作成していることから、記載がやはり抽象的で余り役に立っていないという意見や、経験がないという理由以外の理由で課題・不安を感じる項目にチェックをするように求めているが、修習生になぜこの項目が不安なのかと聞いていくと、結局は経験不足に帰するようなものだったりすることがあって、余り活用できないという序もあった。

続いて、修習生のインタビューの関係であるが、先ほどご説明があった導入修習アンケートの結果では刑事実体法の知識に不安を感じている修習生が比較的少ないというような結果が出ていたと思うが、私が現在進行中のインタビューの結果を見ている限りでは、実体法の知識に不安を感じていると述べている修習生がかなりいるように感じている。

それはやはり聞く側の教官がそういう認識で聞いているから、修習生もそういうふうに答えているのかもしれないし、あるいは、修習生も実際に実務修習をやってみて、そういう問題点を感じてそう述べているのかもしれないが、実体法の知識が不足していると答えている修習生が一定数いるように思う。

具体的にどのようなことを言っているかと言うと、例えば、「導入修習を経て、自己の刑事実体法に関する知識が司法試験レベルにとどまっており、実際の事件における具体的な適用場面で趣旨に遡って考えることが十分できていないと感じた。」

「司法試験の場合は、このような論点について問われた場合は、大体このようなことを論じておけば大きく外れることはないといった対応で足りていたが、研修所に来て類似する幾つかの具体的な事実関係を提示され、十分な理解があるか揺さぶりをかけられると、それに対応できないというふう感じた。」「司法試験受験時代から刑法総論の理論面が理解できず、最終的には、その理解を諦めて論証パターンを覚えるという勉強をしていた。」などというものもあった。

また、「導入修習中において、強盗致傷の共犯事件を題材とした勾留等に関する問題研究を行ったが、その中で共犯の成否について、どのような成立要件を考えて議論すべきなのか、みんなで議論したのだが、自分の理解が追いついていないと感じることがあった。」と述べた修習生もいる。

それから、訴訟法の知識、公判前整理手続等についてよく理解してないと述べている修習生も相当数いるように思った。

例えば、訴訟法の知識としては、「これまでの刑事訴訟法の勉強ではめったに起こらない特殊な事例の勉強が多かったため、普通の事件で行われている手続の理解が弱いように感じている。」というふうに述べた修習生もいる。

あとは、やはり事実認定に関するもので、「客観証拠がなく供述証拠しかない事案でどう事実認定したらよいか分らなかった。」というようなことを述べた修習生もいた。

自学自修の状況については、先ほど民裁教官室、刑裁教官室からも御報告があったのとほぼ同様の状況であり、自主的に基本書を読み返すなどの自学自修をしていると答えた修習生もいるが、他方、実務修習で疲れ切ってしまっていて、課題は感じているが、余りやっていないというふうに答える修習生も相当数いるような状況である。

検察教官室からは以上である。

(酒巻委員長)

それでは、引き続き民事弁護からお願いします。

(山口幹事)

この導入修習チェックシートであるが、第71期から始めた段階では、各単位弁護士会では認識が薄い状態で、これを活用するという事は1回目にはなかなかできなかつたという面がある。

そこで、私どもが各地の弁護士会を訪問して、修習委員会あるいは指導担当者と懇談をする中で、これに関する意識喚起を図ってきた。徐々にこれを使って修習生と対話をしようという流れはできてきたと思う。それぞれの項目に関してはいろいろと御意見があつて使いにくいとかいうところもあるが、少なくともこれを挟んで修習生と指導担当者は対話をすると、そういったツールとしては徐々に定着し始めてきたかなと思つているところである。

昨年と今回では民事弁護は質問項目が大分変わつている。前回は、実は民事裁判と余り差異が出なかつた。目標とするターゲットが同じであるので、カーボンコピーのような答えが来てしまうということで、民事弁護独自の問題意識を持たせるために質問項目を大幅に変えた。

今回の質問項目は導入修習のカリキュラムのまとめりごとに理解度を問う形にしてあり、これは実は弁護士としての仕事のまとめりに対応しているので、弁護士業務に対して導入修習がどんな効果があつたか、それを知るための資料になつていると思つている。

このカリキュラムの中で一番我々が悩んでいるところは、民事保全、民事執行のところである。これはロースクールでは選択科目であるので、これが一番修習生の知識の差が大きいところである。これに関する理解度としては、我々の講義を聞いてよく分かつたという修習生は、実は履修組で復習として役に立つたということのようである。修習に来て初めてこの話を聞くという人たちは、何だかよく分からないといった不満が少なからず出たということで、これをどうしたものかと。特に現場の弁護士会の指導担当者から、保全執行をどう教えているのかということはいつも聞かれるところなのであるが、どのようにしていくのかは我々の悩みの深いとこ

るである。

それから、先ほど導入修習のアンケートで人気が低いということで御紹介のあった弁護士倫理・職責であるが、何か問題があるのか、教え方に問題があるのか、あるいは受け手に問題があるのか、そこをいろいろ考えている。教え方については徐々に工夫をしているところで、その工夫の効果は少しずつあらわれていると思うが、やはり受け手の側として、弁護士倫理、職責の話が一体どこでどんなふうに役に立つのか、導入修習の段階で彼らにはよく分からないということが実情と思われる。

若手弁護士の追跡調査をやっている学者グループの研究があり、10年ぐらいたつと、ロースクールで受けた法曹倫理教育が役に立っていたという感想が出始めているということなので、我々は今の評判にとらわれず、強いて説き聞かすという面があってもよいかと思っているところである。

立証であるとか事情聴取といったものはロースクールでは余りやってきていないということで、そのような頭の使い方は初めて修習に来て学ぶということであるので、ここは理解が十分でないという認識を持ってもらえば我々としては、導入修習の在り方としては成功なのかと思っているところである。

それから、インタビューでは、特に自学自修をどんなふうに行っているのか、そこら辺を中心に聞いてみた。自学自修のやり方がよく分からないというのが実情のようで、読んでいる本は白表紙、実務家の書いたマニュアルのようなものを読んでいるということで、基本書という言葉は出てこない。我々が最近、思っているのは、特に我々も未知の事件に直面したときは、基本書あるいは注釈書に書いてある基礎から思考していくという作業をやるのであるが、彼らはどうも基本書には当たらずに、すでに整理された解説書の類に走ってしまうということで、基本に立ち返った位置から考えるという力がちょっと養えていないのかと思われる。ここはロースクールサイドとも連携しながら解決していく必要があるかというふうに思っているところである。

チェックシートを間に挟んだ取組，私どもと指導担当者との対話，それから指導
担当者と修習生の対話，そのための対話のツールとしては機能を始めていると，
こんなふうに思っているところである。

以上である。

(酒巻委員長)

それでは，刑事弁護からお願いします。

(古田幹事)

刑事弁護教官室では，導入修習チェックシートの刑事弁護のパートについての設
問を改訂した。刑弁教官室の趣旨としては，刑事弁護をやる場合に検討してほしい
こと，あるいはそのテーマ，場面等，具体的なものを入れている。こうすることによ
って，教官室として教えたいたものが何かということを変更して振り返ってもらい機
会にしてほしいというのが趣旨の一つ。もう一つは，指導担当の先生とのコミュニ
ケーションツールにしてほしいという意図があった。指導担当の先生と話をすると
きに，研修所で何を学んだのかということを知る手がかりにしやすいということ考
えて，少し具体的にしている。

実際に記載されたものを見ると，課題を感じた程度に応じてABCというチェッ
クしかできないから，これ自体から読み取れるものには限界があるが，そうは言っ
てもA（課題があると感じた）と付けるところもあれば，B（やや課題があると感
じた）と付けるところもある。ここはAであって，Bとしたのはなぜなのか。こう
いうものでもコミュニケーションと組み合わせれば，それなりの手がかりになっ
ていくと感じた。

弁護士会によるが，このチェックシートを1枚だけではなくて修習生全員分，修
習委員会で共有するというような活用例が指導担当者協議会等で報告された。全体
の傾向の中で特定の修習生の問題点が見やすい。例えば全部Aを付けてしまう人が
浮かび上がるなど全体的な傾向の中での見え方があるということで役立つという声
があった。

また、指導担当の先生からは、具体的な自由記載欄に対する記載が去年より増えており、面談のときの一つのツールとして役に立ったという声も聞こえてきている。

ただ、どうしても弁護士会では、こういうものが浸透していくにあたって一気に上から下に降りていかない面があり、指導担当者に向けられた活用に関する文書が、残念ながら地方によっては、指導担当者まで必ずしも行き渡っていないことがあるようだ。行き渡らせ方というのは、これは弁護士会の話であるが、工夫をする余地があるのかなと思っているところである。

あと、記載内容については、まだ抽象的だというような声が聞こえてくるころではある。この紙一枚だけではどうしても抽象的にならざるを得ないので、そこから何かを読み取るというより、むしろこれを使ってやりとりをしてくださいということ、例えば各地の配属先に教官が行き、意見交換会を持った際に話すなどしている。そういったところで活用例を説明すると、なるほどと納得してくれる人もいらっしゃる。そういうふうにして我々も伝えているところである。

あと、役に立ったという例では、自己評価が非常に高過ぎると思ったときに、それとなく気づかせてあげる手がかりになったという例も聞いている。

教官から修習生に対してインタビューも実施しているが、導入修習の段階では自分のどこに課題があるのかはなかなか分からなかったという声があった。分からないので、経験があるもの、たとえば実体法については司法試験でやっているの、それほど課題を感じないという回答になり、修習で初めてやったことについては、課題を感じたという回答になりがちであるというのが、インタビューなどを通じて浮かび上がってきたところである。

訴訟法については、手続全体を分かっていないということを導入修習あるいは実務修習に入って感じたという声をしばしば聞いている。その理由を聞くと、ロースクールでやるのだが、択一試験で出なくなると、忘れてしまうということである。手続のところが分からないので、導入修習で学んだことがずっと入りにくいところがあると答えている者もいた。

そういうところについては、自学自修の際には、私が聞いたところでは、白表紙のほかは予備校のテキストを挙げる人が意外と多く、そういうものを見直したりしているということであった。

実体法については、導入修習の段階で作成したチェックシートではそれほど課題を感じていないと回答したものの、実務修習に入って生の事実を前にし、その事実がどういう意味を持っているのかということを見出さなくてはならないという状況になって、初めて難しさに気がついたと言う者もあった。そういう意味では、実務修習に入ってからもう一度、どういうところに課題を感じたのかということ聞けば、少し違ったものになるのではないかというふうに感じているところである。

あとは、導入修習をやっているときに、それぞれの立場の視点が身につけていなかった、その視点の重要性というのを感じたという声があった。これも実務修習に入ってみて分かったということもある。

なお、例えば一つの事件を最初から、刑事であれば捜査段階から公判まで、修習先の実務庁が途中で変わっても見ることであれば、それぞれの立場を理解できるが、実際は実務修習が短くてなかなか見る機会がない、手続の流れとして見られるとよいという感想が聞かれたりもした。

(酒巻委員長)

導入修習チェックシートについては、御案内のとおり、第72期において内容と運用の見直しがあったところであり、特に前回も話題にしたが、分野ごとに固有の項目を設定したということで、今後、導入修習と、それから分野別実務修習の連携の道具としてさらに充実、定着させる必要があると考えているので、特に皆様から御意見いただきたい。

さらに、これまでお聞きになって皆様お気づきになったと思われるし、これまでの司法修習委員会でもたびたび私も感じた事柄であるが、まさに司法修習に先立つ法科大学院の教育内容について改めて考える、あるいは法科大学院教育にとって非常に参考になるいろいろな情報提供もあったように思うので、よろしければ特に現

に法科大学院で教えられている委員，幹事の方からの御意見も併せていただければ今後の参考になる，あるいはむしろ法科大学院の教育にとってもいろいろと参考になると，そういうことがあろうかと感じている。どうぞ皆さん，御意見あるいは御質問いただければと思う。

(沖野幹事)

3点，この場で申し上げたいと思う。

一つは，チェックシートの中身についてであるが，今回，それぞれの項目について，まさに固有の個別の項目を設定されて，それが非常に有効に働いている，さらに活用の余地があるということは分かったように思う。それで，小さなことであるが，特に石山幹事，古田幹事から御指摘のあったところで，一つはA B Cという記載にするのか，チェックにするのかということで，石山幹事からは検察の項目についてA B Cではないのにチェックしている人がいて，それ自体はちゃんと文章を注意深く読みましょうという話になるのであるが，ただ全体として見ると，5と6はチェックだけれども，7でまたA B Cに戻ってくるということになっている。固有の項目を設定することはとてもいいと今日のお話を伺っても思ったのであるが，チェックのものとA B Cにするものをあえて切り分けるのがいいのかどうか。古田幹事からは，AかBかといったそういった段階付けだとか，そういう話が修習生に対して，その状況を把握するための端緒というか，それなりに有用な情報になるということをお伺ったので，あるいは5や6の項目について支障がないというか，適切であるということがあれば，これはAからCにして統一してもいいと感じたところである。こだわるということではないのであるが，それが一つである。

二つ目は，ちょうど酒巻委員長御指摘のように，やはり法科大学院での教育の在り方，特に私は，民事実体法が専門なものであるから，民事保全や民事執行についての取扱いが修習段階における修習生の課題の感じ方等に非常に影響しているのではないかという御指摘は非常に興味深く思われ，民法から見ると執行法がとても重要で，権利があるとか担保だとかそういうものは執行まで見ないと分からないとい

うことで、授業でも民事執行法の話をししたりして、是非取るようにと言っているのであるが、修習の段階でかなりのばらつきがあるというのは、法科大学院側ではこれらの科目の位置付けが果たしてこれでいいのかということの問題提起として感じさせるところである。こちらで課題を感じたのであるが、それをどう受けとめたらいいのかという問題があるように思った。

それから、3点目は非常に興味深いと感じたところであるが、冒頭のところで課題を感じるかどうかといった点について、基本知識が入っているかに関しては、司法試験で短答式を要求するかどうかによっても違ってくるのではないかと。短答式の試験ということになると、やっぱりそれなりに満遍なく知識の基本が入っているということが要求される。それぞれのカリキュラムはそれ以外の法科大学院のカリキュラムがどうであれ、試験の段階でそれを聞かれるとなると、要求されるといったことがあるというのは非常に興味深いと思われ、一体どういうレベルの習得をどの段階で求めていくのかということについては、それぞれの段階での試験の在り方というか、何を問うことになるのかと、その中でも司法試験の在り方というのは非常に学生に対する誘導効果が高いという面もあるので、その在り方についても、この修習における把握の結果が有用な情報としてお伝えするに値するようなことがあるのではないかなというふうに感じたところである。

2点目、3点目は感想であるが、それをどのように生かしたらいいのか、ルートがあるのかということは直ちにはないので、その意味でも全くの感想なのであるが、そのような感想を持った。

以上である。

(松下幹事長)

先ほど民事弁護のところで御指摘のあった民事保全、執行の話であるが、これは例えば法科大学院と司法研修所の教官との意見交換会で毎回指摘されているところであって、民事手続法の教育をしている人間として本当に耳の痛い話である。どうして必修でないのかとか考え出すといろいろな議論があるだろうと思うが、そこは

さて置くと、私個人としては9月10日前後に、司法試験の合格発表があつてから白表紙が宅配便で届く10月下旬までの間に、可能な限り合格した修了生には執行保全をちゃんと勉強しておけと言うようにしている。合格祝賀パーティーでもそういう話をして大体嫌がられている。

そのときに、合格者修了生から一番よく聞かれる質問は一体何を讀んだらいいのか、何を勉強したらいいのかという質問で、これはなかなか答えるのは難しい。手軽でコンパクトな教科書を幾つか挙げることにしていたのであるが、私は、法学教室の編集員の一人を務めているのであるが、司法研修所の教官との意見交換会で執行・保全の理解という話を聞いていたので、法学教室でちょうど民事手続法の6回分の連載に空白が生じたという事態があつたものであるから、その6回分で是非民事執行・保全を勉強しようという企画をして、2017年10月から2018年3月まで全6回で全部弁護士の先生に書いていただいて、金銭執行、それから保全を連載して、去年からそれを読めというようにしている。

やっぱり研究者が書くものと違うなと思ったのであるが、例えば金銭執行のときに、執行対象財産は研究者が書けばまず間違いなく不動産執行から入ると思うが、弁護士の先生方はまず債権執行から入られるわけである。それは我々にとってそういうことは書きにくい気もするが、実務的にはまず間違いなくそうだという気がして、そういう意味では何を讀んだらいいのかという質問に対して答えられるものを若干準備したということである。

(山口幹事)

この保全・執行というのは、永遠のテーマのようになってしまっているところがあるが、大学側と我々との間でギャップがあると思うのは、我々としては、要するに執行・保全法の体系的な知識を端から全部授業でやってきてくれというところまで要求しているわけではなくて、なぜ保全・執行が重要かという、ある裁判を起こそうとするときに、最後の執行まで見通さなければ、その裁判を起こす計画が立てられないと。その裁判を起こすときに、先に保全の手を打っておかないと、最終

的に執行ができないということになれば保全も考えなければならない。こういうように我々は機能的に考えるので、そこに必要な最低限の知識は、実はそれほど多くはないのである。

つまりある意味で保全・執行法の体系的な授業を必ず一律にしなければならないわけではなくて、具体的な訴訟と結び付いた、問題解決、紛争解決のツールとして、その組み合わせの材料としての最小限の知識はどうあるべきか、こういうアプローチが有益かと思っている。

その意味で、先生が仰るように良い本がない。体系的に第1条から順に解説してある本はあるが、機能的な思考方法、そのために必要最小限な知識を集めたような解説書はなかなかない。ここは我々の悩みどころである。

(山本委員)

民事手続法の研究者なので一言。

確かに法科大学院での私の授業でも、法科大学院創設当初は、執行・保全法というのはほとんどの学生が履修していたのであるが、残念ながら最近は全体から見れば二、三割かそれぐらいかの学生しか履修していない状況になってきていて、当初は民事訴訟法の司法試験の問題で保全的なものが出る、訴訟承継のところで係争物仮処分のようなものも一応範囲に含まれるようなニュアンスのことが随分流布されていて、そのためにもやっぱり執行・保全はちゃんと分かっておかないとという意識が学生内でもかなりあったような気がするが、どうも昨今はやはりやらないでいいという、何となくそういう雰囲気があるところがある。

ただ、我々のカリキュラムでも直近ではないが、法曹コースから在学中の受験というようなことになったときに、かなり大幅なカリキュラムの改訂というのが今後必要になってくることは間違いなくて、そのときが一つのチャンスかなと思っている、仰るように2単位を必修にするというのは現在のカリキュラムではほぼ不可能だと思うのであるが、その何らか必要な部分だけに絞って、実務系の科目でも一定の程度やられているとは思っているのであるが、それをもう少し広げるような形で、まさ

に実務で必要だと思われるような部分を何らかの形でみんなが、少なくとも多くの人が受けるようなカリキュラム設定にしていくことは考えられなくはないというふうに思っている。

それから、もう一つ、先ほど沖野幹事も言われたが、短答式がなくなって訴訟法の満遍のない知識がないのではないか。これは我々も非常に頭の痛いところで、我々も1年生の授業は比較的民訴全体を満遍なくやっているが、2年生になると、どうしても2年生以降の授業というのは、いわゆる先ほど言われた論点主義になってしまって、弁論準備の「べ」の字も出ないような授業が2年生以降に展開されるということにならざるを得ないというところがある。これは、なかなか司法試験との関係もあって難しいところだと思っているが、少なくとも法曹コースのようなものができれば、学部の段階である程度、既修者についても、その将来法曹になることを意識していくということが可能になるというか、必要になると思われるので、その頃になると、そういうような授業を法学部で受けた人が法科大学院に入ってきて、法曹になっていくというような連携がとれるように、その法曹コースのカリキュラムや授業のやり方というのも考えていかなければいけないと思った。

(高瀬委員)

門外漢なので具体的なことはよく分からないが、法科大学院でのコアカリキュラムがどうなっているのか。医学の場合は、医師の国家試験で出題される範囲は非常に狭いが、医学のコアカリキュラムはそれよりはるかに広いのである。医学のコアカリキュラムはもちろん全部教えていて、正直お話しすると最初の話は医学のコアカリキュラムはミニマムリクワイヤメントで、これだけやればいいという話ではないのであるという話で持ち上げたのであるが、それだけやるのは大変だった。であるから、各医学部はコアカリキュラムで定められたことしかもう実は教えていないのである。それ以外の選択の科目は、ちょっと医学と外れたようなリーダーシップ論だとか医学英語だとか、医師の国家試験にはもちろん全然出ないし、直接関係がないが、勉強しておいたほうが将来役に立つだろうというのが、プラスアルファで

オプションとしてとれるようになっていて、結果的には各医学部はもうコアカリキュラムしか教えていないのである。後で必要になることはコアカリキュラムで必ず教えているという話になっているので、先ほどの話を聞いていると、多分選択になっているのはコアカリキュラムに含まれていないから選択なのだと思うが、やっぱりそこを早く最低限の部分でもコアカリキュラムにのせていただかないと、試験に出る出ないで、ちょっとそれは医学部の学生とロースクールの学生のメンタリティーの違いだと思うが、そういう話ではなくて、やっぱり勉強していないと困るという話なので、そこらあたりはすっきりされたほうが。もちろん改革のときに一緒にというのはあると思うが、何となく早くおやりになったほうがいいのではないかというふうに思った。

(井田委員)

私も中央大学のロースクールは、比較的充実した図書室を持っており、相当の予算が年間ついているが、そこで一つ我々が憂慮することが起こっている。それは、経年別統計を見ると、法科大学院の学生の貸出し冊数であるが、年々下がる傾向にある。以前の学生はよく本を借り出して勉強していたが、その率が全体で下がっている。

いろいろな要因が考えられるが、やはり学生に余裕がないのではないかと想像される。目の前の予備校のテキストのようなものを勉強するので精一杯で、ほかのものを見たり、いろいろと調べ物をする余裕がなくなっているのではないかと考えられるのである。

その傾向と果たして今、委員の皆さんからおうかがいした話とどこまで関係するか分からないが、遠藤幹事あるいは石山幹事、古田幹事のお話を聞いていて、そこにつながるものがあるのではないかという感じを受けた。

(酒巻委員長)

いろいろ多方面にわたって、特に法科大学院の教育を実際に担当されている先生方から大変貴重な御意見もいただいた。この委員会の場は法科大学院の先生がいら

っしゃって、そして修習の責任者がいらっしゃるところで、まさに相互の問題状況をすり合わせて広い意味での法曹養成教育の将来の改善を図るための基本的な場でもあると認識しているのです、今後も、相互情報提供と気づきがあればと思う。

ウ 実務修習に関する状況について

(酒巻委員長)

染谷幹事から御説明をお願いします。

(染谷幹事)

それでは、実務修習結果簿の分析、それから選択型実務修習の全国プログラムについて御説明をする。

結果簿の分析であるが、これまでも分野別実務修習がどういった実情になっているかを把握するために修習生が書いた結果簿の第1クール分を分析して、その分析結果を本委員会に報告してきたところである。

これまでのところを見ると、概ね実務修習のガイドラインに沿った修習が実現できている、あるいは実現の方向に向かいつつあるということで、概ね委員、幹事の評価も一致した。そうすると、結果簿分析の当初の目的は一定程度達してきたということで、第71期からは全部ではなくて3分の1程度をサンプル抽出して集計をすることにした。第71期のサンプル調査と第72期のサンプル調査では概ね同様の傾向が出ており、例えば起案の件数とか、こういった分野、事件を経験してほしいといった数値的な面については、ガイドラインに沿った修習が概ね実現できている傾向が続いているのではないかと感じられる。

その次に、選択型の関係では、選択型実務修習の中の全国プログラムについてのプログラムの提供先と募集、応募人数とを第71期、第72期で比べると、引き続き民間企業を希望する修習生が多く、人気が高い。また、法務省を含む国の機関、福祉機関、それから地方自治体の応募者も多くなっている。法テラスについても応募者が増えている状況である。

それから、プログラムの内容面では、第72期では最高裁裁判部でのプログラムが初めて実施される。実際に実施するのは秋以降ということになるが、初めて入っているというところで、全国プログラムの状況は以上である。

(酒巻委員長)

基本的には顕著な変動はないということであるが、何か御質問、御議論があったらどうぞ御自由にお願いしたいと思う。

よろしいか。

エ 令和元年度司法修習生指導担当者協議会の協議事項について

(酒巻委員長)

今年度の司法修習生指導担当者協議会、いわゆる指担協の協議事項について、これも染谷幹事から御説明をお願いします。

(染谷幹事)

それでは、今年度の指担協の協議事項についてであるが、今年は6月28日と7月3日に開催を予定している。例年どおり民事裁判、刑事裁判、検察及び弁護と四つの分科会ごとに協議を行うことにしている。協議事項は昨年までの指担協の協議内容あるいは本委員会での議論を踏まえたものとしている。今年度は協議事項の1として司法研修所と実務修習庁会の連携をテーマとした。先ほどから御議論をいただいている導入修習チェックシートの実情、改善点あるいは実務庁から司法研修所の導入修習、集合修習への要望、その他連携を高める方策について協議をしたいと考えている。

協議事項の2は分野別実務修習の充実についてであるが、これについては昨年度から実務修習ガイドラインに沿った修習が概ねできていることを前提として、より質の高い充実した分野別実務修習を行うにはどうすべきかということについて議論をしているところである。今年度は導入修習チェックシートで修習生が認識している課題を出しているといったことも踏まえ、修習生に見られる課題の状況であるとか、それに対する効果的な指導の工夫、改善といったあたりについて協議したいと

いうふうに考えている。

(酒巻委員長)

それでは、指担協の協議事項について御質問、御意見をいただければと思う。何かあるか。

よろしいか。それでは、ないようであるので、この指担協の協議事項については、相当であるということで、修習委員会の意見をまとめさせていただいてよろしいか。

(各委員・幹事)

異議なく了承

(4) 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案に関する説明

染谷幹事から、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要について説明がされた。

7 閉会

(酒巻委員長)

それでは、最後に全体を通じて何か御意見、御発言等があったらと思うが、いかがか。

よろしいか。それでは、本日も特にチェックシートについては、たくさんいろいろ御意見をいただき、まず内容の御説明の報告と、それに対する御意見もいただいた。本日の御議論を踏まえ、引き続き、まず導入修習のアンケートなども用いて、司法修習の実情を把握しつつ、先ほど触れたチェックシートなどの新しい道具も用いて、さらに司法修習の質の充実に努めることを続けていただきたいと切に感じたところである。

次回の委員会の具体的な日程については、また後日調整させていただきたい。

以上をもって第37回司法修習委員会を終了する。